

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月17日
【届出者の氏名又は名称】	麻布台1号有限責任事業組合
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂四丁目5番21号バルミー赤坂317号室
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-6441-2760
【事務連絡者氏名】	弁護士法人ニューポート法律事務所 弁護士 戸田裕典
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	麻布台1号有限責任事業組合 (東京都港区赤坂四丁目5番21号バルミー赤坂317号室) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、麻布台1号有限責任事業組合をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ホリイフードサービス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

ホリイフードサービス株式会社

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号。その後の改正を含みます。)の規定に基づき2022年9月9日に組成された有限責任事業組合(LLP)です。公開買付者は、本書提出日現在において、有価証券や不動産への投資を主たる目的としており、また、株式会社玉光堂ホールディングス(以下「玉光堂HD」といいます。)、同社代表取締役の鈴木伸也氏の資産管理会社である株式会社鈴木商店、株式会社ネクスタ、株式会社由井工業、松原明男氏及び天川晴那氏を組員としています。公開買付者の組員のうち、株式会社ネクスタ、株式会社由井工業、松原明男氏及び天川晴那氏は、いずれも玉光堂HDの代表取締役である鈴木伸也氏との間で事業投資その他ビジネス上の情報交換等を行っており、各組員との間では公開買付者の組員に加入することの是非につき協議を進めながら、平行して各組員との意見交換を行い本公開買付けの実施について検討して参りました。なお、松原明男氏は、株式会社由井工業の創業一族のうちの一であり、同社の主要株主であります。また、公開買付者は、その業務執行にあたり、全ての業務執行の決定について全ての組員が同意をするか否かの意思を表示してその執行が行われるものとしており、また、重要な意思決定に関しては、その内容に応じて総組員の全会一致又は3分の2以上の同意によるものとしており、本公開買付け後も、当該内容に従って業務を執行する予定です。なお、本公開買付けの実施は全組員が同意の上でその意思決定を行っております。その他、玉光堂HDの詳細については、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「第2 公開買付者の状況」の「2 会社以外の団体の場合」の「(4) 役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴」を、公開買付者の詳細については、下記「第2 公開買付者の状況」の「2 会社以外の団体の場合」をそれぞれご参照ください。

公開買付者は、2024年5月16日において、総組員の同意により、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。以下「対象者株式」といいます。)のうち、対象者の親会社である株式会社OUNH(以下「応募予定株主」といいます。)が所有する対象者株式2,976,800株(所有割合(注1): 52.50%。以下「応募予定株式」といいます。)を取得するために、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、公開買付者及び各組員は、本書提出日現在、対象者株式を所有しておりません。

本公開買付けに関連して、公開買付者の組員である玉光堂HDは、対象者との間で業務提携契約(以下「本業務提携契約」といいます。)を2024年5月16日付で締結しております。本業務提携契約の内容については、下記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2024年5月16日に公表した「2024年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2024年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(5,670,000株)から、対象者決算短信に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数(439株)を控除した株式数(5,669,561株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、別段の記載がある場合を除き、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

本公開買付けは、応募予定株主の破産手続開始に伴い就任した応募予定株主の破産管財人が、応募予定株式の売却を進めるために実施した入札手続(以下「本入札手続」といいます。)において、公開買付者が、2023年12月14日、応募予定株主が所有する対象者株式2,976,800株(所有割合:52.50%)の譲渡先に決定され、同破産管財人から、本公開買付けの実施を要請されたことを受けて実施するものです。

本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」に記載のとおり、公開買付者と応募予定株主の破産管財人の協議により決定した価格です。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、応募予定株主が所有する応募予定株式の取得を企図しているため、買付予定数の下限を、応募予定株式数と同数の2,976,800株(所有割合:52.50%)としております。したがって、公開買付者は、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(2,976,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

他方、本公開買付けは、対象者を子会社とすることを目的とするものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針です。また、本公開買付けにおいては、応募予定株主が所有する応募予定株式を取得する予定であるところ、本公開買付けにおいて応募予定株主以外の対象者の株主からの売付け等がなされる可能性もあることから、本入札手続において、応募予定株主の破産管財人から買付予定数の上限には一定の余裕を設定するよう要請を受けたため、本公開買付けにおいては、応募予定株主の破産管財人との協議に基づき、買付予定数の上限を3,685,300株(買付け等を行った後における所有割合:65.00%)としております。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,685,300株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、応募予定株主の破産管財人による本公開買付けにおける応募予定株式の売付け等は、破産手続中の破産管財人による有価証券の譲渡(破産法(平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「破産法」といいます。))第78条第2項第8号)に該当するため、破産管財人において裁判所の許可(以下「本裁判所許可」といいます。)を得ることが予定されています。加えて、応募予定株式には、城ヶ島合同会社及び株式会社みずほ銀行(以下「本質権者」といいます。)による質権が設定されており、応募予定株主の破産管財人及び本質権者は、応募予定株主の破産管財人を通じた本公開買付けへの応募を法的に可能とするべく、本裁判所許可を停止条件とした応募予定株式にかかる受戻しの合意を締結しております。

また、応募予定株主の破産管財人は、本公開買付けによって応募予定株主が所有する対象者株式の全部の買付け等が行われなかった場合、応募予定株主が所有する対象者株式の売却を含めて検討はするものの、本書提出日現在、本公開買付けによって買付け等が行われなかった対象者株式の売却の実施又は実施する場合の売却の時期や売却方法については未定であるとのことです。

本書提出日現在、応募予定株主は対象者の親会社ですが、公開買付者が本公開買付けにより応募予定株式の全てを取得した場合、応募予定株主は対象者の親会社に該当しないこととなり、対象者の親会社の異動が生じることとなります。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けに要する資金を、公開買付者の組合員である玉光堂HD、株式会社鈴木商店、株式会社ネクスタ、株式会社由井工業、松原明男氏及び天川晴那氏からの出資(以下「本出資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立のみを条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに本出資を受けることを予定しております。

対象者が2024年5月16日に公表した「麻布台1号有限責任事業組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び株式会社玉光堂ホールディングスとの業務提携契約締結に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。 )によれば、対象者は、2024年5月16日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役全員の一致により、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明すること、及び本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であり、対象者の株主の皆様が本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められること、及び、本公開買付け価格が公開買付者と応募予定株主の破産管財人との交渉により合意・決定されたものであることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については対象者としての判断を留保し、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

### 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者プレスリリースによれば、対象者は、1983年3月に茨城県ひたちなか市においてホリイフードサービス有限会社として設立され、1993年7月に資本金10,000千円の株式会社に組織変更した後、2007年4月に株式会社ジャスダック証券取引所JASDAQ市場に株式上場を果たし、その後各証券取引所の統合に伴い、2013年7月から東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)に移行、2022年4月に東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)からスタンダード市場に移行したとのことです。対象者は、「総合飲食企業として、働く者が誇りの持てる企業を目指す」という創業の精神に則り、「それでお客様は満足か!」をスローガンに掲げ、一人でも多くの笑顔を実現することを事業の根幹と位置付けているとのことです。また、創業以来「居酒屋 村さ来」のフランチャイジーとして、良質の商品を安定価格で供給できるチェーンストアを運営し、フランチャイズ本部との長年にわたるパートナーシップから習得したノウハウを活かし、自社商号の飲食店の開発についても積極的に取り組み、立地・商圏人口・客単価・アルコール比率・男女比率・年齢層等のターゲット別に店舗を構築し、業態数を最適にバランスさせることによりリスク分散を図りながら、総合飲食企業を目指した多店舗展開に取り組んでいるとのことです。

対象者グループは、対象者及び子会社1社(株式会社ホリイ物流。以下「ホリイ物流」といいます。)により構成されており、関東エリアを中心に、オリジナル部門9業態、フランチャイズ3業態での和風ダイニングレストランを中心とした外食事業を展開しているとのことです。

しかしながら、対象者によれば、飲食業は、チェーン展開の加速、様々な業態の出店、中食市場の成長などの成熟化により、より厳しい市場競争が生じているとのことです。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に基づく行政からの要請に従い、関東及び東北地方1都8県で時短営業及び休業対応を行うなど、外食需要自体が低迷する非常に厳しい状況があったとのことです。2023年3月期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた自治体等からの店舗休業や時間短縮営業等の要請は行われなかったものの、新たな変異株の発生による感染拡大が繰返されたことにより、日本国内において新型コロナウイルス感染症の感染が確認される以前の2019年3月期には6,660百万円であった売上高が、想定を下回る4,053百万円にとどまり、354百万円の営業損失を計上したとのことです。

このような事業環境や業績をふまえ、対象者としては、企業価値の増大のため、ご来店いただいたお客様の再来店へとつなげる店舗運営を可能とするためのQSC(クオリティ・サービス・クレンリネス)レベルの更なる向上等による顧客満足度及び従業員満足度の向上、商品力の強化、業態構成の適正化、事業構成の多角化、人事制度・教育体制の充実、営業エリアの選定、店舗網の拡充、管理体制の確立、自然災害への対処といった課題に取り組んでいるとのことです。

上記に加え、コロナ禍を経たお客様の行動様式の変化に対応すべく、テイクアウト及びデリバリー対応、更には少人数化した宴会予約利用に応える営業を推し進めた他、エネルギーコスト・原材料価格の高騰に対しては、店舗メニューの入替えや業態変更等を通じた適切なコントロールを心がけているとのことです。更には、顧客満足度及び従業員満足度の更なる向上による既存店舗の業績改善を主軸としながらも、新規出店・業態変更・店舗閉鎖を効果的に実行した結果、2024年3月期においては、売上高4,656百万円、営業利益69百万円と、2020年3月期以来となる通期営業黒字を実現したとのことです。

このような状況下、公開買付者は、次のような経緯により本公開買付けを実施することを決定いたしました。

対象者の親会社である応募予定株主は、その子会社(対象者グループを除きます。)と一体となり居酒屋を中心とした飲食事業を営んでいたところ、2020年3月期以降、新型コロナウイルス感染症の影響により業績が急激に悪化し、自主的に事業を再建することが困難になったことから、応募予定株主が自社で営む飲食事業の一部及び対象者を除き、2023年6月30日付で飲食事業をスポンサーに譲渡した後、2023年7月28日付で破産手続開始の申立てを行いました。対象者によれば、対象者は、応募予定株主の子会社ではあるものの、応募予定株主との間に人的関係及び取引関係はなく(注1)、応募予定株主とは独立して経営され、応募予定株主の破産による対象者の業績等への影響はないとのことであり、応募予定株主の破産管財人は、応募予定株式を売却する方針を決定し、その売却先を選定するため本入札手続を実施しました。公開買付者は、2023年9月中旬にかねてから財務面での助言を受けていたアドバイザーの合同会社A Y K 2 6より、応募予定株主が所有する対象者株式の譲渡に関する入札プロセスに係る情報の提供を受けました。このような状況の下、公開買付者は、公開買付者、対象者及び応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーであるニューポート法律事務所を選任し、同事務所を通じて、応募予定株主の破産管財人への問い合わせを行い、応募予定株主の破産管財人から本入札手続への参加の条件を確認いたしました。

(注1) 対象者が2023年6月27日付で提出した第41期(自2022年4月1日 至 2023年3月31日)有価証券報告書においては、対象者の親会社である応募予定株主(当該有価証券報告書の提出日時点における商号は、株式会社T B Iホールディングス。)との間で役員の兼務がある旨記載されておりますが、対象者及び応募予定株主の取締役を兼務していた水谷謙作氏が2023年6月末日時点で応募予定株主の取締役を辞任しており、本書提出日現在においては応募予定株主との間に人的関係はないとのことです。

公開買付者は、対象者が2023年8月4日に公表した「2024年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」において、対象者における2024年3月期の業績予想が黒字であったこと、時価総額が20億円程度であり、公開買付者の事業規模でも企業価値の向上に寄与し易いこと、飲食業というビジネスモデルが公開買付者の組合員のうち玉光堂HD及びその子会社(以下「玉光堂HDグループ」といいます。)が主として営む小売業と相乗効果を発揮し易いこと等に照らして、対象者株式の取得に関心をもち、2023年10月3日、本入札手続への参加を決定しました。その後、同年11月6日に対象者のマネジメントに対するインタビューを行うとともに、同月下旬にかけて対象者に対する簡易的なデュー・ディリジェンスを実施しました。公開買付者は、同月30日、デュー・ディリジェンスの結果等並びに過去1年間の対象者株式の市場株価及び同日における対象者株式の市場株価(277円)を踏まえ、応募予定株主の破産管財人に対して、応募予定株式の全てにつき、買付け等の価格を1株につき360円として公開買付けを行うこと等を内容とする意向表明を行い、その後、応募予定株主の破産管財人から、買付予定数の上限を応募予定株主が所有する対象者株式2,976,800株(所有割合:52.50%)を超えて設定する場合に対象者株式1株当たりの買付け等の価格はどの程度の水準となるかとの問い合わせがあったことから、同年12月5日付で、応募予定株主の破産管財人に対し、買付予定数の上限と対象者株式1株当たりの買付け等の価格の対応関係を説明する一覧表を補足説明書として提出しました。なお、公開買付者は本公開買付けにより対象者を子会社とすることを目的としており、応募予定株式(2,976,800株、所有割合:52.50%)の全ての買付けを行うことができれば足りるところ、買付予定数の上限を高く設定する場合には買付け等に要する資金がより多額となることから、買付予定数の上限が高くなるにつれて対象者株式1株当たりの買付け等の価格が相対的に小さくなるよう設定しておりました。その後、同月14日、応募予定株主の破産管財人より、公開買付者が落札者に決定された旨の通知を受けるとともに、公開買付者と応募予定株主の破産管財人が協議を行い、対象者の上場を維持する方針である公開買付者の意向と買付予定数の上限には一定の余裕を持たせたい破産管財人の意向を踏まえ、本公開買付けにおける買付予定数の上限を3,685,300株(所有割合:65.00%)とし、補足説明書において買付予定数の上限を3,685,300株(所有割合:65.00%)とする場合の対象者株式1株当たりの買付け等の価格として記載していた330円を本公開買付価格とすることを合意いたしました。

公開買付者は、本入札手続の落札を受けて、2023年12月中旬に、ニューポート法律事務所に加えて、公開買付者、対象者及び応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所を選任し、同事務所らから適宜助言を受ける等しつつ、本公開買付けについての具体的な検討を継続いたしました。

また、公開買付者は、2024年1月11日、対象者及び破産管財人との面談を実施し、本公開買付けを実施する上での想定スケジュールの協議を行うと共に、本公開買付けの意向がある旨及び応募予定株式の取得に関する方針として、引き続き対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持し、経営の自主性を尊重することを企図していることを説明いたしました。一方、対象者において営業損失を計上する状況が継続していること等から、対象者において一定の資金調達等が必要であると認識していることや、経営の自主性を尊重しつつ、対象者からの対話の要請があれば、その内容に応じて、経営体制あるいは事業上の課題その他について、助言又は提案する等により、対象者との対話を行った上で、対象者株式の議決権を行使する方針である旨、また、公開買付者が対象者株式の過半数を所有する親会社となることから、社外取締役の派遣、増資や組織再編等の重要なコーポレートアクションについては、今後対象者と共に協議していく予定であることを説明しました。これに対して、対象者から、公開買付者が本公開買付けにより対象者を子会社とすることによって、対象者において具体的にどのようなシナジーが生じることを見込んでいるのか具体的に提示することを要請されました。

公開買付者は、同年3月25日、対象者との面談を実施し、公開買付者の組合員である玉光堂HDについて、その概要及び運営又は関与している事業の概要並びに有するノウハウや知見等について説明しました。そして、玉光堂HDの子会社である株式会社玉光堂(以下「玉光堂」といいます。)は、「玉光堂」、「バンダレコード」、「イケヤミュージック」の屋号で47のCD、DVD、楽器、アクセサリ類等を販売する店舗を運営し、また、「買取専門店 玉光堂」及び「買取専門店 精美堂」の屋号で6のブランド品の買取りを行う店舗も運営しているほか、「ネットショップ オンホーム」の名で情報機器・デジタル家電・その他生活必需品を取り扱うインターネット通信販売事業を行っていることを説明するとともに、対象者が店舗を有する1都9県(東京都、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県及び神奈川県)において合計21店舗(東京都3店舗、宮城県4店舗、山形県1店舗、福島県2店舗、茨城県2店舗、埼玉県3店舗、千葉県2店舗及び神奈川県4店舗)を運営しており、それらの店舗において商品購入者に対して対象者の運営する店舗の広告やクーポン券を配布したり、ネットショップ オンホームの購入者に対して商品を送付する際に対象者の運営する店舗の広告やクーポン券を同封したりする等の方法によって集客率を高めることが可能であるほか、玉光堂が多くの店舗を商業施設内のテナントとして出店しており、多数の商業施設を運営する小売業その他の運営会社とも良好な関係性を構築していることを活かし、対象者においてその店舗を新規に出店し得る物件の情報等について共有することも可能であると思われることを提案しました。また、玉光堂では、茨城県筑西市に所在する拠点において、商品の荷受け・検品、管理・格納、ピッキング、梱包・包装、出荷、輸送・配送までの一連の作業をワンストップで請け負う物流センター事業も手がけていることから、ネットショップ オンホームのインターネット通信販売に関するノウハウ及び物流センター事業に関するノウハウを用いることで、「隠れ菴 忍家」を中心とする対象者のオリジナル業態の店舗で取り扱うオリジナルメニューについてミールキットとして通信販売を開始することで拡大する中食市場に参入することも対象者の売上高の増加のための施策として一案であると考えていることを伝達しました。また、公開買付者は、本公開買付けにあたり、このようなシナジーの実現に向けて、玉光堂HDと対象者との間で、対象者への社外取締役の派遣等を内容とした業務提携契約を締結する意向があることを伝えました。

続いて、公開買付者と対象者は、同年4月1日に改めて面談を実施し、公開買付者は、対象者から、( )玉光堂が営む店舗と対象者が営む店舗が所在する地域が共通しているものが多く、玉光堂が営む店舗において広告やクーポン券を配布すること等により対象者が運営する店舗の集客率向上が見込めると考えていること、( )玉光堂が有する物流拠点が対象者の本社及び多数の店舗に至近の茨城県筑西市に所在することから、ミールキットの通信販売等による中食市場への参入も検討しうるほか、対象者の子会社であるホリイ物流が行う対象者における食材等の調達に関する物流について共同配送その他の協力関係を構築すること等も検討に値すると考えていること、( )対象者が営む外食事業においては、好立地・好条件の物件への新規出店が集客率の向上や収益性の確保にあたって最も重要であると考えられるところ、玉光堂において、多数の商業施設を運営する小売業その他の運営会社とも良好な関係性を構築しており商業施設内のフードコート等を中心に優良な物件の情報をいち早く入手可能であり、その情報を対象者にも共有可能であることは、対象者の新規出店数増加及び収益性の向上を図る上で有益なものとなる可能性があると考えている旨の伝達を受けました。

以上の判断を踏まえ、2024年4月上旬頃、公開買付者及び対象者は、公開買付者が応募予定株主から本公開買付けにより応募予定株式を取得し、公開買付者と対象者の資本関係を構築することが、今後の対象者のさらなる成長及び発展と企業価値の向上に資するものであるとの認識に至り、本公開買付けに関し、具体的な検討及び協議を開始するとともに本業務提携契約に関する交渉を開始いたしました。公開買付者及び対象者は、2024年1月11日の最初の面談から2024年5月上旬にかけて、協議を継続した結果、両者の提携により、対象者のより一層の企業価値の向上を図るため、例えば、以下のような施策を講じることができると判断いたしました。本公開買付けの成立後の両者における具体的な取組の詳細につきましては、今後、両者で検討を進めてまいります。

- ( ) 玉光堂が運営する店舗やインターネット通信販売事業において、対象者の運営する店舗の広告やクーポン券を配布する等の方法による集客率の向上
- ( ) 玉光堂が良好な関係を構築している多数の商業施設を運営する小売業その他の運営会社から提供される優良な物件情報を対象者に共有することを通じた、対象者の新規出店数増加及び収益性の向上
- ( ) 玉光堂が運営する物流センター並びにインターネット通信販売事業及び物流センター事業に関するノウハウを活用することによる、対象者の中食事業への参入による集積性の向上及びホリイ物流との共同配送等による物流コストの効率化

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は、2024年5月16日、対象者を子会社とすることを目的として、対象者の発行済普通株式のうち、応募予定株式2,976,800株(所有割合：52.50%)を取得するために、本公開買付価格を330円とする本公開買付けを行うことといたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりとのことです。

- ( ) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯

対象者は、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年1月11日、公開買付者及び応募予定株主の破産管財人と面談を実施し、本公開買付けを実施する上での想定スケジュールの協議を行うとともに、公開買付者から本公開買付けの意向がある旨及び応募予定株式の取得に関する方針として、引き続き対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持し、経営の自主性を尊重することを企図していることの説明を受けたとのことです。また、公開買付者から、対象者において営業損失を計上する状況が継続していること等から、対象者において一定の資金調達等が必要であると認識していることや、経営の自主性を尊重しつつ、対象者からの対話の要請があれば、その内容に応じて、経営体制あるいは事業上の課題その他について、助言又は提案する等により、対象者との対話を行った上で、対象者株式の議決権を行使する方針である旨、また、公開買付者が対象者株式の過半数を所有する親会社となることから、社外取締役の派遣、増資や組織再編等の重要なコーポレートアクションについては、今後対象者と共に協議していく予定であることの説明を受けたとのことです。これに対して、対象者から、公開買付者が本公開買付けにより対象者を子会社とすることによって、対象者において具体的にどのようなシナジーが生じることを見込んでいるのか具体的に提示することを要請し、本公開買付けに関する具体的な検討を開始したとのことです。

対象者は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者の支配株主(親会社)が応募予定株主となっていることから、対象者の少数株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けに関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避を行い、本公開買付けの公正性を担保するため、2024年1月中旬、対象者、公開買付者及び応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選任し、シティニューワ法律事務所による法的見地からの助言を踏まえて、公開買付者との間で実現し得るシナジーの内容等について慎重に審議・検討したとのことです。

( ) 検討・交渉の経緯

かかる検討を踏まえた結果、対象者は、公開買付者が対象者の親会社となることで、玉光堂HDを中心とする公開買付者の組合員との間で、以下のシナジーの実現が期待され、対象者の事業基盤のさらなる強化に資するものであるとの結論に至ったとのことです。

(a) 玉光堂HDが運営する店舗及びインターネット通信販売業との協業

公開買付者の組合員である玉光堂HDは、その子会社を通じてCD・DVD等を販売する店舗を運営しており、対象者が店舗を有する1都9県においても21店舗を運営していることから、対象者店舗の広告掲示やクーポン券配布等によって対象者店舗への送客が可能であると思われること。

また、公開買付者の組合員である玉光堂HDは、その子会社を通じてインターネット通信販売事業を行っており、対象者において食料品ギフトやミールキット等インターネット販売に適した商材を開発することにより、人材不足に対応した新たな事業として見込むことが可能であると思われること。

(b) 玉光堂HDが保有する物流センターの相互利用

公開買付者の組合員である玉光堂HDは、その子会社において、商品の荷受け・検品、管理・格納、ピッキング、梱包・包装、出荷、輸送・配送までの一連の作業をワンストップで行う物流センターを茨城県内に有しており、対象者の子会社であるホリイ物流を含めた協業や効率改善が可能であると思われること。

(c) 物件情報ネットワークの拡大

公開買付者の組合員である玉光堂HDは小売店舗を多数運営しており、各地における各種商業施設等との広範なネットワークを活用することで、対象者における新規出店及び撤退店舗の引継ぎに関するサポートが期待できること。

このような考えの下、対象者は、2024年1月11日の最初の面談から2024年5月上旬にかけて、公開買付者との間で協議を継続した結果、公開買付者との提携により、対象者のより一層の企業価値の向上を図るため、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各施策を講じることができると判断したとのことです。

また、対象者は、以下の点等を総合的に考慮すると、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件につきましては、その決定に至る手続の公正性は制度上確保されていると考えられる一方で、本公開買付価格の妥当性については対象者としての判断を留保し、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることが適切であると判断したとのことです。

(a) 本公開買付けは、応募予定株主を破産者とする破産手続において、応募予定株主の破産管財人による換価手続の一環として実施されるものであり、譲渡先の選定プロセスとして本入札手続が実施されたほか、応募予定株主の破産管財人が応募予定株式を公開買付者に売り付ける前提として、破産管財人において、本裁判所許可を得ることが予定されているなど、その手続の公正性は制度上確保されていると考えられること

(b) 他方で、本公開買付価格は、公開買付者と応募予定株主の破産管財人との間で行われた協議及び交渉により合意されたものであり、対象者は第三者算定機関に対象者株式の株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者として独自に検証を行っているものではないこと

(c) 本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者の株主の皆様としては、本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められること

( ) 対象者の意思決定の内容

以上より、対象者は、2024年5月16日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。上記取締役会における決議の方法につきましては、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式を取得した後、引き続き対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持し、経営の自主性を尊重することを企図しております。また、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載したとおり、玉光堂HDと対象者の業務提携により、対象者のより一層の企業価値の向上を図るための施策を講じることを予定しておりますが、その具体的な内容・実施時期及び経営体制等は現時点で未定であり、本業務提携契約に沿って、本公開買付けの終了後に対象者と協議の上で決定する予定です。

公開買付者は、2024年1月11日に対象者と面談した時点では、対象者の経営の自主性を尊重しつつ、対象者からの対話の要請があれば、その内容に応じて、経営体制あるいは事業上の課題その他について、助言又は提案する等により、対象者との対話を行った上で、対象者株式の議決権を行使する方針であり、また、公開買付者が対象者株式の過半数を所有する親会社となることから、社外取締役の派遣、増資や組織再編等の重要なコーポレートアクションについては対象者と共に協議していく方針であったところ、本業務提携契約において、公開買付者の組合員である玉光堂HDと対象者の間で、玉光堂HDが対象者の取締役1名を指名する権利を有すること、公開買付者並びに玉光堂HD及び株式会社鈴木商店その他の鈴木伸也氏が直接又は間接にその議決権又は持分等の過半数を保有する会社その他の法人又は団体(以下「本公開買付者等」といいます。)の対象者に係る議決権保有割合が完全希薄化ベースで希薄化し得る行為を行うときには、玉光堂HDの書面による承諾を取得するものとする等を合意しております。本業務提携契約の内容については、下記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。その他の対象者の取締役の去就及び対象者における資金調達に関して現時点で決定している事項はなく、基本的に、2024年1月11日に対象者と面談した時点の方針に変更はありません。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本裁判所許可を得ることができ、かつ、応募予定株式に設定された質権が本質権者により解除されることを条件に、対象者の支配株主(親会社)である応募予定株主の破産管財人が応募予定株式の売付け等を行うことが見込まれることから、対象者の少数株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けに関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避を行い、本公開買付けの公正性を担保するため、以下のような措置を実施しているとのことです。

#### 対象者における独立した社外監査役からの意見の取得

対象者は、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するべく、公開買付者及び応募予定株主と利害関係を有しない者として、対象者の独立役員である社外監査役中村岳広氏から、2024年5月16日付で、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け価格の妥当性については対象者としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様への判断に委ねる旨を決議することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見書(以下「本意見書」といいます。)を取得したとのことです。本意見書における意見の理由の概要は以下のとおりとのことです。

- ( ) 対象者としては、本公開買付け及び本業務提携契約の締結によって、玉光堂H Dが運営する店舗及びインターネット通信販売業との協業、玉光堂H Dが保有する物流センターの相互利用並びに物件情報ネットワークの拡大というシナジーが期待できるとのことであるが、各シナジーはいずれもその内容に照らして特段不合理な点は認められず、各シナジーの実現が対象者の企業価値の向上に資すると経営判断も一定の合理性を有するものと考えられる。また、公開買付者は、本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針とのことであり、対象者においては、上場会社として培われてきた社会的信用などのメリットも引き続き維持していくことができると考えられる。さらに、応募予定株主以外の少数株主にとっても、引き続き対象者の株主として、今後のシナジーの実現による企業価値の向上を享受し得る立場にあるといえ、本公開買付けのスキームとして、対象者が期待するシナジーを上回るデメリットが生じる具体的な可能性は、特に見受けられない。以上を総合的に考慮すると、本公開買付けは対象者の企業価値の向上に資すると評価でき、その目的には合理性があると考えられる。
- ( ) 本公開買付け価格は、応募予定株主の破産管財人と公開買付者の協議及び交渉により決定されたものであるが、本公開買付けは、応募予定株主を破産者とする破産手続において、応募予定株主の破産管財人による換価手続の一環として実施されるものであり、譲渡先の選定プロセスとして本入札手続が実施されていること、加えて、本公開買付けにおける応募予定株主による応募予定株式の売付け等は、破産手続中の破産管財人による有価証券の譲渡(破産法第78条第2項第8号)に該当するため、本公開買付けへの応募に当たり、本裁判所許可を得ることが予定されているなど、本公開買付けの手続の公正性は、倒産法制に基づく手続を通じて確保されていると考えられる。また、対象者においては、応募予定株主が対象者の親会社であることから、対象者の少数株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けに関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避を行い、本公開買付けの公正性を担保するため、対象者、公開買付者及び応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーを選任し、その法的助言を得ている。以上を総合的に考慮すると、本公開買付けの手続には公正性は確保されていると考えられる。
- ( ) 本公開買付け価格は、応募予定株主の破産管財人と公開買付者の協議及び交渉により決定されたものであるが、上記( )のとおり、本公開買付けの手続には公正性が確保されていると考えられ、本公開買付け価格はそのような公正な手続の中で決定されたものと評価することができる。なお、対象者は、本公開買付け価格について、独自に第三者算定機関に対象者株式の株式価値の算定を依頼していないものの、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者の株主としては、本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められることなども考慮すると、上記の対象者の対応は特に不合理なものではないと考えられる。この点について、対象者としては、本公開買付け価格の決定に至る手続の公正性は確保されていると考えられる一方で、本公開買付け価格の妥当性についての判断は留保することとし、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の判断に委ねることが適切であると考えているとのことであり、このような対象者の判断は相当であると考えられる。その他、公開買付期間や買付予定数の上限・下限の設定など、本公開買付け価格以外の条件については、公開買付者が対象者を子会社として、対象者株式の上場維持を企図するという本公開買付けの目的に沿う形で設定されているものと考えられ、対象者の少数株主の利益を害するおそれのある条件は特に見受けられない。以上を総合的に考慮すると、本公開買付け価格の妥当性についての判断は留保することが適切であるものの、本公開買付け価格を含む本公開買付けの諸条件については、その決定に至る手続の公正性は確保されていると評価でき、対象者の少数株主の利益を害する具体的なおそれは特に見受けられない。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに関する意見表明の検討に際して、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、対象者、公開買付者及び応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任し、その法的助言を踏まえて、本公開買付けに関する意見表明に関して慎重に検討しているとのことです。同法律事務所は対象者、公開買付者及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。なお、シティユーワ法律事務所の報酬は、本公開買付けの成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けの公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、シティユーワ法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、独立した社外監査役から提出された本意見書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けの諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、公開買付者が対象者の親会社となることで一定のシナジーの実現が期待され、対象者の事業基盤のさらなる強化に資すると考えたものの、本公開買付けの諸条件については、その決定に至る手続の公正性は制度上確保されていると考えられる一方で、本公開買付け価格の妥当性については対象者としての判断を留保することが適切であると判断し、2024年5月16日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについて対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記決議に係る取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

#### (4) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者の組合員である玉光堂HD及び対象者は、2024年5月16日付で、本業務提携契約を締結いたしました。本業務提携契約の概要は以下のとおりです。なお、本業務提携契約に定める業務提携契約に関する合意については、本公開買付けが成立することを効力発生条件としております。

##### 目的

業務提携を通じて、対象者の自主独立経営の維持を原則としつつ、互いに協力して、対象者の和風ダイニングレストランの運営を中心とする外食事業に係る戦略的計画及び活動を実行・推進することにより、両当事者の企業価値を向上させることを目的としております。

##### 業務提携の内容

玉光堂HD及び対象者は、対象者の事業、取引関係、ブランド及び経営の自主性・独立性を尊重し、対象者が本公開買付け後も上場を維持することを前提に、本業務提携契約に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる事項その他両当事者が必要と認める事項に関する業務提携を行います。その詳細については、別途、玉光堂HD及び対象者の間で誠実に協議するものとします。

- ( ) 玉光堂が運営する店舗における広告掲示やクーポン券配布等による対象者が営む店舗への送客を行うことや玉光堂が営むインターネット通信販売事業のノウハウを活かして対象者において食料品ギフトやミールキット等インターネット販売に適した商材を開発すること
- ( ) 対象者が茨城県筑西市に有する物流センター(商品の荷受け・検品、管理・格納、ピッキング、梱包・包装、出荷、輸送・配送までの一連の作業をワンストップで行う)を活用することで、玉光堂HDグループと対象者グループの協業による物流の効率改善を行うこと
- ( ) 玉光堂HD及び玉光堂が有する各種商業施設等との広範なネットワークを活用することで、対象者による新規出店を加速し、撤退する店舗についての損失を最小限に抑えること

#### 役員指名権

玉光堂HDは、原則として、対象者の取締役1名を指名する権利を有するものとされており、また、玉光堂HDが指名した者が取締役に選任されるまでの間、玉光堂HDの指名者1名を対象者の取締役会その他玉光堂HDが指定する重要な会議体にオブザーバーとして出席させることができることとされております。

#### 役職員の待遇

玉光堂HD及び対象者は、対象者が、当面の間、対象者の財政状態又は経営成績の著しい悪化その他方針を変更すべき合理的な事情がない限り、( )本公開買付けの成立時点において対象者に在籍する従業員の雇用を継続し、労働条件を不利益に変更しない方針であること、及び、( )対象者の取締役(但し、退任予定者を除きます。)及び監査役につき、対象者の取締役及び監査役として留任させ、報酬等の条件の不利益変更を行わず、対象者の現在の経営体制の維持を基本とする方針であることを確認しております。

#### 事前承諾事項・事前協議事項・事前通知事項

対象者は、本公開買付者等の議決権保有割合が完全希薄化ベースで希薄化し得る行為(対象者が自らの役員員に対して、ストックオプションとしての新株予約権を付与する場合その他潜在株式の発行を含みます。以下「事前承諾事項」といいます。)を行うとき、事前に玉光堂HDの書面による承諾を取得する(但し、玉光堂HDは、合理的な理由なく承諾を遅延、留保又は拒絶できません。また、本公開買付者等の議決権保有割合が完全希薄化ベースで50%以下となった場合には、かかる承諾は不要となります。)ものとされています。また、対象者は、( )合併、会社分割、株式交換、株式交付、株式移転その他の組織再編行為、( )事業の全部又は重要な一部の譲渡又は譲受け、( )子会社又は関連会社の異動、( )募集株式、募集新株予約権、自己株式、自己新株予約権その他潜在株式の発行若しくは処分、又は株式若しくは新株予約権の無償割当てその他既存株主の持株比率(潜在的持株比率を含む。)に影響を与える行為のうち、事前承諾事項に該当しない行為、( )第三者との資本提携に係る契約の締結、( )第三者との業務提携に係る契約の締結(但し、金融商品取引所の規則に基づき開示が義務付けられるものに限る。)、( )買収防衛策(買収への対応方針)の導入、廃止又は重要な変更、( )倒産手続の開始の申立て、並びに( )その他玉光堂HD及び対象者が別途合意する事項に関する決定(株主総会の承認が必要な事項については、株主総会に当該事項に関する議案を提出する旨の決定)を行う場合には、事前に玉光堂HDと協議するものとされています。他方で、玉光堂HDは、本公開買付者等が、対象者の株式等の追加取得又は処分その他の本公開買付者等の議決権保有割合が変動し得る行為を行う場合(但し、玉光堂HDによる事前承諾事項に係る承諾に基づき行われる場合を除きます。)には、合理的な期間をもって、事前に対象者に通知するものとされています。

## その他

上記以外に、本業務提携契約においては、対象者からの玉光堂HDへの情報提供、表明保証(注1)、補償、秘密保持義務、公表の禁止、準拠法・管轄等のその他の一般条項について合意をしています。

(注1) 本業務提携契約においては、対象者は、玉光堂HDに対して、本業務提携契約の締結日及び本公開買付けの決済の開始日において、( )対象者グループ各社の適法かつ有効な設立及び存続、( )対象者による本業務提携契約の締結に係る権利能力及び行為能力の存在並びに必要な手続の履践、( )対象者における本業務提携契約の法的拘束力及び強制執行可能性、( )対象者による本業務提携契約の締結及び履行による法令等又は対象者グループ各社の定款等若しくは対象者グループ各社が締結する契約等との抵触及び対象者による本業務提携契約の締結又は履行を妨げる効果を有する司法又は行政手続の不存在、( )対象者グループ各社における倒産手続等の不存在、( )対象者グループ各社及びその役職員の反社会的勢力への非該当性及び反社会的勢力との関係の不存在、並びに( )対象者における未公表の重要事実の不存在について表明及び保証を行っております。また、玉光堂HDは、対象者に対して、本業務提携契約の締結日及び本公開買付けの決済の開始日において、( )玉光堂HDグループ各社の適法かつ有効な設立及び存続、( )玉光堂HDによる本業務提携契約の締結に係る権利能力及び行為能力の存在並びに必要な手続の履践、( )玉光堂HDにおける本業務提携契約の法的拘束力及び強制執行可能性、( )玉光堂HDによる本業務提携契約の締結及び履行による法令等又は玉光堂HDグループ各社の定款等若しくは玉光堂HDグループ各社が締結する契約等との抵触及び玉光堂HDによる本業務提携契約の締結又は履行を妨げる効果を有する司法又は行政手続の不存在、( )玉光堂HDグループ各社における倒産手続等の不存在並びに( )玉光堂HDグループ各社及びその役職員の反社会的勢力への非該当性及び反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。

また、応募予定株主の破産管財人が応募予定株式の譲渡先を選定するために実施した本入札手続の結果、公開買付者が譲渡先に選定され、公開買付者は、当該破産管財人から本公開買付けの実施を要請されています。したがって、当該破産管財人は、本裁判所許可を得ることができ、かつ、応募予定株式に設定された質権が本質権者により解除された場合には、応募予定株式の売付け等を行うことが見込まれます。

### (5) 対象者株式の追加取得の予定の有無

公開買付者は、対象者を子会社とすることを目的として応募予定株式を取得するために本公開買付けを実施するものであり、対象者株式の上場廃止を企図したものではないことから、本書提出日現在において、本公開買付けによって買付予定数の上限(3,685,300株、所有割合65.00%)まで対象者株式を取得できなかった場合であっても、対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。また、本公開買付け後における公開買付者から第三者に対する対象者株式の処分について、本書提出日現在で予定している事項はありません。

### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、買付予定数の上限を3,685,300株(所有割合:65.00%)と設定しているため、本公開買付け成立後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場は維持される見込みです。なお、公開買付者は、本公開買付けの実施後も対象者株式の上場を維持することを企図していることから、仮に上場維持基準に適合しない状態となった場合であっても、上場廃止の回避のための対応について対象者と協議の上、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行したいと考えておりますが、本書提出日現在で具体的な方策について予定している事項はありません。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1) 【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年5月17日(金曜日)から2024年6月13日(木曜日)まで(20営業日)
公告日	2024年5月17日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

###### 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は2024年6月27日(木曜日)まで(30営業日)となります。

###### 【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 弁護士 戸田裕典  
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号有楽町電気ビル南館5階552  
弁護士法人ニューポート法律事務所  
03-6441-2760  
確認受付時間 平日午前10時から午後5時まで

## (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金330円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付けの主たる目的が、応募予定株式(2,976,800株、所有割合52.50%)を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、公開買付者と応募予定株主の破産管財人が合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。公開買付者はかかる方針のもと、過去1年間の対象者株式の市場株価を参照しつつ、本入札手続における入札期限であった2023年11月30日における対象者株式の市場価格(277円)を踏まえ、同年12月5日付で、応募予定株主の破産管財人に対し、買付予定数の上限と対象者株式1株当たりの買付け等の価格の対応関係を説明する一覧表を補足説明書として提出しました。その後、同月14日、応募予定株主の破産管財人より、公開買付者が落札者に決定された旨の通知を受けるとともに、公開買付者と応募予定株主の破産管財人が協議を行い、本公開買付けにおける買付予定数の上限を3,685,300株(所有割合:65.00%)とし、補足説明書において買付予定数の上限を3,685,300株(所有割合:65.00%)とする場合の対象者株式1株当たりの買付け等の価格として記載していた330円を本公開買付価格とすることを合意いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、上記の諸要素を考慮し、応募予定株主の破産管財人との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネスオピニオンは取得していません。</p> <p>また、本公開買付価格330円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年5月15日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値354円に対して6.78%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウントの計算において同じです。)、過去1ヶ月間(2024年4月16日から2024年5月15日まで)の終値単純平均値353円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値について同じです。)に対して6.52%の、過去3ヶ月間(2024年2月16日から2024年5月15日まで)の終値単純平均値347円に対して4.90%の、過去6ヶ月間(2023年11月16日から2024年5月15日まで)の終値単純平均値339円に対して2.65%のディスカウントを付した価格となります。また、本公開買付価格の330円は、本書提出日の前営業日である2024年5月16日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値392円に対して15.82%のディスカウントを付した価格となります。</p>

## 算定の経緯

公開買付者は、2023年9月中旬にかねてから財務面での助言を受けていたアドバイザーの合同会社A Y K 2 6より、応募予定株主が所有する対象者株式の譲渡に関する入札プロセスに係る情報の提供を受け、公開買付者、対象者及び応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーであるニューポート法律事務所を選任し、同事務所を通じて、応募予定株主の破産管財人への問い合わせを行い、応募予定株主の破産管財人から本入札手続への参加の条件を確認したところ、対象者が2023年8月4日に公表した「2024年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」において、対象者における2024年3月期の業績予想が黒字であったこと、時価総額が20億円程度であり、公開買付者の事業規模でも企業価値の向上に寄与し易いこと、飲食業というビジネスモデルが公開買付者の組合員のうち玉光堂H Dグループが主として営む小売業と相乗効果を発揮し易いこと等に照らして、対象者株式の取得に関心を持ち、2023年10月3日、本入札手続への参加を決定しました。その後、同年11月6日に実施された対象者のマネジメントに対するインタビューを行うとともに、同月下旬にかけて対象者に対する簡易的なデュー・ディリジェンスを実施しました。公開買付者は、同月30日、デュー・ディリジェンスの結果等並びに過去1年間の対象者株式の市場株価及び同日における対象者株式の市場株価(277円)を踏まえ、応募予定株主の破産管財人に対して、応募予定株式の全てにつき、買付け等の価格を1株につき360円として公開買付けを行うこと等を内容とする意向表明を行い、その後、応募予定株主の破産管財人から、買付予定数の上限を応募予定株主が所有する対象者株式2,976,800株(所有割合:52.50%)を超えて設定する場合に対象者株式1株当たりの買付け等の価格はどの程度の水準となるかとの問い合わせがあったことから、同年12月5日付で、応募予定株主の破産管財人に対し、買付予定数の上限と対象者株式1株当たりの買付け等の価格の対応関係を説明する一覧表を補足説明書として提出しました。なお、公開買付者は本公開買付けにより対象者を子会社とすることを目的としており、応募予定株式(2,976,800株。所有割合:52.50%)の全ての買付けを行うことができれば足りるところ、買付予定数の上限を高く設定する場合には買付け等に要する資金がより多額となることから、買付予定数の上限が高くなるにつれて対象者株式1株当たりの買付け等の価格が相対的に小さくなるよう設定しておりました。その後、同月14日、応募予定株主の破産管財人より、公開買付者が落札者に決定された旨の通知を受けるとともに、公開買付者と応募予定株主の破産管財人が協議を行い、対象者の上場を維持する方針である公開買付者の意向と買付予定数の上限には一定の余裕を持たせたい破産管財人の意向を踏まえ、本公開買付けにおける買付予定数の上限を3,685,300株(所有割合:65.00%)とし、補足説明書において買付予定数の買付予定数の上限を3,685,300株(所有割合:65.00%)とする場合の対象者株式1株当たりの買付け等の価格として記載していた330円を本公開買付け価格とすることを合意いたしました。

公開買付者は、本入札手続の落札を受けて、2023年12月中旬に、ニューポート法律事務所に加えて、公開買付者、対象者及び応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所を選任し、同事務所らから適宜助言を受ける等しつつ、本公開買付けについての具体的な検討を継続いたしました。

また、公開買付者は、2024年1月11日、対象者及び破産管財人との面談を実施し、本公開買付けを実施する上での想定スケジュールの協議を行うと共に、本公開買付けの意向がある旨及び応募予定株式の取得に関する方針として、引き続き対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持し、経営の自主性を尊重することを企図していることを説明いたしました。一方、対象者において営業損失を計上する状況が継続していること等から、対象者において一定の資金調達等が必要であると認識していることや、経営の自主性を尊重しつつ、対象者からの対話の要請があれば、その内容に応じて、経営体制あるいは事業上の課題その他について、助言又は提案する等により、対象者との対話を行った上で、対象者株式の議決権を行使する方針である旨、また、公開買付者が対象者株式の過半数を所有する親会社となることから、社外取締役の派遣、増資や組織再編等の重要なコーポレートアクションについては、今後対象者と共に協議していく予定であることを説明しました。これに対して、対象者から、公開買付者が本公開買付けにより対象者を子会社とすることによって、対象者において具体的にどのようなシナジーが生じることを見込んでいるのか具体的に提示することを要請されました。

公開買付者は、同年3月25日、対象者との面談を実施し、公開買付者の組合員である玉光堂HDについて、その概要及び運営又は関与している事業の概要並びに有するノウハウや知見等について説明しました。そして、玉光堂HDの子会社である株式会社玉光堂(以下「玉光堂」といいます。 )は、「玉光堂」、「バンドレコード」、「イケヤミュージック」の屋号で47のCD、DVD、楽器、アクセサリ類等を販売する店舗を運営し、また、「買取専門店 玉光堂」及び「買取専門店 精美堂」の屋号で6のブランド品の買取りを行う店舗も運営しているほか、「ネットショップ オンホーム」の名で情報機器・デジタル家電・その他生活必需品を取り扱うインターネット通信販売事業を行っていることを説明するとともに、対象者が店舗を有する1都9県(東京都、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県及び神奈川県)において合計21店舗(東京都3店舗、宮城県4店舗、山形県1店舗、福島県2店舗、茨城県2店舗、埼玉県3店舗、千葉県2店舗及び神奈川県4店舗)を運営しており、それらの店舗において商品購入者に対して対象者の運営する店舗の広告やクーポン券を配布したり、ネットショップ オンホームの購入者に対して商品を送付する際に対象者の運営する店舗の広告やクーポン券を同封したりする等の方法によって集客率を高めることが可能であるほか、玉光堂が多くの店舗を商業施設内のテナントとして出店しており、多数の商業施設を運営する小売業その他の運営会社とも良好な関係性を構築していることを活かし、対象者においてその店舗を新規に出店し得る物件の情報等について共有することも可能であると思われ、これを提案しました。また、玉光堂では、茨城県筑西市に所在する拠点において、商品の荷受け・検品・管理・格納、ピッキング、梱包・包装、出荷、輸送・配送までの一連の作業をワンストップで請け負う物流センター事業も手がけていることから、ネットショップ オンホームのインターネット通信販売に関するノウハウ及び物流センター事業に関するノウハウを用いることで、「隠れ菴 忍家」を中心とする対象者のオリジナル業態の店舗で取り扱うオリジナルメニューについてミールキットとして通信販売を開始することで拡大する中食市場に参入することも対象者の売上高の増加のための施策として一案であると考えていることを伝達しました。また、公開買付者は、本公開買付けにあたり、このようなシナジーの実現に向けて、玉光堂HDと対象者との間で、対象者への社外取締役の派遣等を内容とした業務提携契約を締結する意向があることを伝えました。

続いて、公開買付者と対象者は、同年4月1日に改めて面談を実施し、公開買付者は、対象者から、( )玉光堂が営む店舗と対象者が営む店舗が所在する地域が共通しているものが多く、玉光堂が営む店舗において広告やクーポン券を配布すること等により対象者が運営する店舗の集客率向上が見込めると考えていること、( )玉光堂が有する物流拠点が対象者の本社及び多数の店舗に至近の茨城県筑西市に所在することから、ミールキットの通信販売等による中食市場への参入も検討しうるほか、対象者の子会社であるホリイ物流が行う対象者における食材等の調達に関する物流について共同配送その他の協力関係を構築すること等も検討に値すると考えていること、( )対象者が営む外食事業においては、好立地・好条件の物件への新規出店が集客率の向上や収益性の確保にあたって最も重要であると考えられるところ、玉光堂において、多数の商業施設を運営する小売業その他の運営会社とも良好な関係性を構築しており商業施設内のフードコート等を中心に優良な物件の情報をいち早く入手可能であり、その情報を対象者にも共有可能であることは、対象者の新規出店数増加及び収益性の向上を図る上で有益なものとなる可能性があると考えている旨の伝達を受けました。

以上の判断を踏まえ、2024年4月上旬頃、公開買付者及び対象者は、公開買付者が応募予定株主から本公開買付けにより応募予定株式を取得し、公開買付者と対象者の資本関係を構築することが、今後の対象者のさらなる成長及び発展と企業価値の向上に資するものであるとの認識に至り、本公開買付けに関し、具体的な検討及び協議を開始するとともに本業務提携契約に関する交渉を開始いたしました。公開買付者及び対象者は、2024年1月11日の最初の面談から2024年5月上旬にかけて、協議を継続した結果、両者の提携により、対象者のより一層の企業価値の向上を図るため、例えば、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に列挙したような施策を講じることができると判断いたしました。本公開買付けの成立後の両者における具体的な取組の詳細につきましては、今後、両者で検討を進めてまいります。

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は、応募予定株式(2,976,800株、所有割合52.50%)を取得することを目的として、本公開買付け価格を330円とすることについて決定いたしました。

## (3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,685,300(株)	2,976,800(株)	3,685,300(株)
合計	3,685,300(株)	2,976,800(株)	3,685,300(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,976,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,685,300株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	36,853
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年5月17日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年5月17日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(2023年12月31日現在)(個)(j)	56,681
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	65.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%)	65.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,685,300株)に係る議決権の数です。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2023年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年2月14日に提出した第42期第3四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2024年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(5,670,000株)から、対象者決算短信に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数(439株)を控除した対象者株式数(5,669,561株)に係る議決権数(56,695個)を分母として計算しております。
- (注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、本公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類(注1)が必要になる場合があります。

応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座(対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座を含みます。)に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続を行った上、本公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受け付けは行われません。

公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。なお、公開買付代理人のホームページ(<https://mitasec.com>)上で本公開買付けの応募に係る専用口座(注2)の開設手続を行うことができます(詳しくは、公開買付代理人のお客様ダイヤル(電話番号:03-3666-0715)までご連絡ください。)。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります(法人の場合は法人番号を告知いただく必要があります。)。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類(注1)が必要な場合があります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注3)の適用対象となります。

公開買付代理人における応募の受け付けに際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付いたします。

## (注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

## ・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号(マイナンバー)確認書類	本人確認書類
A	個人番号カードの裏面(コピー)	個人番号カードの表面(コピー)
B	通知カード(コピー)	aのいずれか1種類 又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票記載事項証明書の原本	a又はbのうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1種類

## a. 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要  
パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、住民基本台帳カード等

## b. 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本の提出が必要  
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要  
各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳等  
(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

## ・法人の場合

下記、A及びBの書類をご提出ください。

A	法人のお客様の本人確認書類 右記のいずれか一つ 発行から6ヶ月以内のもの	・登記簿謄本又はその抄本(原本) ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(原本) ・その他官公署の発行書類
B	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード表面のコピー ・又は上記個人の場合の本人確認書類(aの中から1種類又はbの中から2種類)のコピー

## ・外国人株主等の場合

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の原本証明及び本人確認済証明付の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。

パスポートの場合には、2020年2月3日以前に発行されたものに限りします。

各種健康保険証の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設することができません。

(注2) 専用口座は、本公開買付けの応募に係る対象者株式の売却のみに使用できる口座であり、通常の証券取引を行う総合口座とは異なりますのでご注意ください。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株主等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に「公開買付応募申込受付票」を添付の上、「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に到達することを条件といたします。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、解除書面は、下記に指定する者の本店に備え置いていますので、契約の解除をする場合は、下記に指定する者にお尋ねください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

## 8 【買付け等に要する資金】

## (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,216,149,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(円)(b)	5,000,000
その他(円)(c)	2,000,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	1,223,149,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(3,685,300株)に本公開買付価格(330円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

## (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

## 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

## 【届出日前の借入金】

## イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
	計			

## ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	計			

## 【届出日以後に借入れを予定している資金】

## イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

## ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

## 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
玉光堂HDによる出資(注1)	726,215
株式会社鈴木商店による出資(注2)	100,000
株式会社ネクスタによる出資(注3)	100,000
株式会社由井工業による出資(注4)	50,000
松原明男氏による出資(注5)	50,000
天川晴那氏による出資(注6)	200,000
計(d)	1,226,215

(注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、玉光堂HDから、金7億2,621万5,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2024年5月14日付で取得しております。

(注2) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、株式会社鈴木商店から、金1億円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2024年5月14日付で取得しております。

(注3) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、株式会社ネクスタから、金1億円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2024年5月14日付で取得しております。

(注4) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、株式会社由井工業から、金5,000万円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2024年5月14日付で取得しております。

(注5) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、松原明男氏から、金5,000万円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2024年5月14日付で取得しております。

(注6) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、天川晴那氏から、金2億円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2024年5月14日付で取得しております。

## 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,226,215千円((a) + (b) + (c) + (d))

## (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

### (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

### (2) 【決済の開始日】

2024年6月20日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2024年7月4日(木曜日)となります。

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

### (4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録(応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,976,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,685,300株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元未満の株式数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株式数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株式数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株式数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株式数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株式数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株式数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株式数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株式数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株式数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株式数に1単元未満の株式数の部分がある場合は当該1単元未満の株式数)減少させるものとします。但し、切り上げられた株式数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株式数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株式数を減少させる株主を決定します。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### (3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

**(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】**

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

**(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】**

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

**(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】**

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

**(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】**

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

**(8) 【その他】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

該当事項はありません。

### 2 【会社以外の団体の場合】

#### (1) 【団体の沿革】

年月	沿革
2022年9月	虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社を組合員として、組合の主たる事務所を東京都港区虎ノ門四丁目1番34号と定め、組合契約を締結し、麻布台1号有限責任事業組合を組成。
2022年12月	新たに深山信次、加來武宜、宮地広志、株式会社福家書店、株式会社corporate investmentが組合員として加入。
2023年1月	組合員たる深山信次、加來武宜、宮地広志、株式会社福家書店、株式会社corporate investmentが脱退。
2023年2月	組合員たる虎ノ門パートナーズ株式会社及び神谷町パートナーズ株式会社は、本組合契約上の地位を玉光堂HD及び株式会社鈴木商店に譲渡して脱退し、これにより新たに玉光堂HD及び株式会社鈴木商店が麻布台1号有限責任事業組合の組合員として加入。組合の主たる事務所を東京都港区赤坂四丁目5番21号バルミー赤坂317号室に移転。
2024年5月	新たに株式会社ネクスタ、株式会社由井工業、松原明男氏及び天川晴那氏が組合員として加入。

#### (2) 【団体の目的及び事業の内容】

##### 団体の目的

公開買付者は、有限責任事業組合契約に関する法律に基づいて組成された有限責任事業組合であり、投資有価証券や投資不動産等の資産価値の維持・向上等を通して、組合員の財産を最大化することを目的とします。

##### 事業の内容

- 投資有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務
- 不動産の取得、売買、交換、賃貸、保有及び管理
- 上記に付帯関連する一切の業務

#### (3) 【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

公開買付者の組成当初の出資金額は20千円であり、2022年12月12日に追加の出資の受入れにより増額されたものの2023年1月20日に組合員の脱退に伴う払戻しにより減額され、その後、2024年5月14日に組合員の加入により増額され、本書提出日現在の出資金額は60千円となっています。

## (4) 【役員の役名、職名、氏名(生年月日)及び職歴】

公開買付者の組合員である玉光堂HD、株式会社鈴木商店、株式会社ネクスタ及び株式会社由井工業の職務を行う役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴は以下のとおりです。

(玉光堂HD)

2024年5月17日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役		鈴木 伸也	1979年2月2日	2002年2月 有限会社サクセスコミュニケーション設立、同社取締役就任 2018年6月 株式会社玉光堂設立 同社代表取締役就任(現任) (2019年3月、株式会社メディアリンクスを存続会社とし、株式会社玉光堂を消滅会社とする吸収合併を実施し、株式会社メディアリンクスが商号を株式会社玉光堂(現:玉光堂)に変更) 2022年3月 玉光堂HD設立 同社代表取締役就任(現任)	
取締役		鈴木 依里	1981年9月13日	2017年4月 株式会社鈴木商店代表取締役就任(現任) 2022年7月 玉光堂HD取締役就任(現任)	
取締役		宮本 慎二	1966年7月4日	2007年7月 Air France-KLM S.A. 日本支社営業本部長就任 2016年5月 Qatar Airways Group Q.C.S.C. 日本・韓国支社長就任 2023年9月 株式会社クロノス・インターナショナル代表取締役就任(現任) 2023年9月 玉光堂HD取締役就任(現任)	
計					

(注) 公開買付者は、役員を有しませんが、玉光堂HDを組合員として、有限責任事業組合契約に関する法律第4条第1項に掲げる組合契約に基づき組成されています。上記の玉光堂HDの役員は、公開買付者の組合持分を有していません。また、対象者株式を所有していません。

(株式会社鈴木商店)

2024年5月17日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役		鈴木 依里	1981年9月13日	2017年4月 株式会社鈴木商店代表取締役就任(現任) 2022年7月 玉光堂HD取締役就任(現任)	
計					

(注) 公開買付者は、役員を有しませんが、株式会社鈴木商店を組合員として、有限責任事業組合契約に関する法律第4条第1項に掲げる組合契約に基づき組成されています。上記の株式会社鈴木商店の役員は、公開買付者の組合持分を有していません。また、対象者株式を所有していません。

## (株式会社ネクスタ)

2024年5月17日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役		兼子 修一	1976年6月1日	2007年4月 PwCアドバイザリー合同会社入社 2007年12月 兼子修一公認会計士事務所開設(現任) 2016年8月 株式会社長野グルメランド代表取締役就任(現任) 2016年12月 株式会社スマートルル代表取締役就任(現任) 2019年6月 税理士法人長野会計社代表社員就任(現任) 2020年9月 株式会社インパケット代表取締役就任(現任) 2021年6月 株式会社エスリアン代表取締役就任(現任) 2021年6月 株式会社ゼネラル・オイスター社外取締役就任 2023年6月 株式会社ネクスタ取締役就任 2023年11月 同社代表取締役就任(現任)	
取締役		岩佐 和幸	1991年2月5日	2015年4月 株式会社DSC入社 2015年7月 株式会社リーガルビジョン入社 2020年9月 株式会社エスリアン入社 2023年5月 株式会社ネクスタ取締役就任(現任)	
取締役		石川 寛之	1989年2月1日	2011年4月 株式会社DSC入社 2015年7月 株式会社リーガルビジョン入社 2020年12月 株式会社ゴールデンウィングス入社 2023年5月 株式会社ネクスタ取締役就任(現任)	
計					

(注) 公開買付者は、役員を有しませんが、株式会社ネクスタを組合員として、有限責任事業組合契約に関する法律第4条第1項に掲げる組合契約に基づき組成されています。上記の株式会社ネクスタの役員は、公開買付者の組合持分を有していません。また、対象者株式を所有していません。

## (株式会社由井工業)

2024年5月17日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役		上原 剛	1961年8月24日	1980年4月 株式会社由井工業入社 2014年3月 同社取締役就任 2020年11月 同社代表取締役就任(現任)	
取締役		松原 里紗	1985年2月21日	2021年2月 株式会社由井工業取締役就任(現任)	
取締役		吉田 勝行	1973年4月12日	2005年4月 株式会社由井工業入社 2014年4月 同社工事部部长就任 2016年1月 同社取締役就任(現任)	
取締役		松原 晴子	1934年4月12日	1998年10月 株式会社由井工業代表取締役就任 2000年8月 同社取締役就任(現任)	
監査役		松原 妃佐	1983年7月8日	2008年10月 株式会社由井工業監査役就任(現任)	
計					

(注) 公開買付者は、役員を有しませんが、株式会社由井工業を組合員として、有限責任事業組合契約に関する法律第4条第1項に掲げる組合契約に基づき組成されています。上記の株式会社由井工業の役員は、公開買付者の組合持分を有していません。また、対象者株式を所有していません。

## 3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1 【株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

##### (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

##### (4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

#### 2 【株券等の取引状況】

##### (1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

#### 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

#### 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4 【公開買付者と対象者との取引等】

### 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容

該当事項はありません。

### 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者との間の合意ではありませんが、公開買付者の組合員である玉光堂HDと対象者は、2024年5月16日付で、本業務提携契約を締結いたしました。本業務提携契約の内容については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

## 第5 【対象者の状況】

## 1 【最近3年間の損益状況等】

## (1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

## (2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

## 2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
	2023年 11月	12月	2024年 1月	2月	3月	4月	5月
最高株価	482	597	466	410	368	391	393
最低株価	275	240	315	312	293	332	341

(注) 2024年5月については、同月16日までのものです。

## 3 【株主の状況】

## (1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単位)									
所有株式数 の割合(%)									

## (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
計			

## 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
計				

#### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1) 【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第40期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)2022年6月28日 関東財務局長に提出

事業年度 第41期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)2023年6月27日 関東財務局長に提出

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第42期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)2024年2月14日 関東財務局長に提出

###### 【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づき、臨時報告書を2024年5月16日に関東財務局長に提出

###### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ホリイフードサービス株式会社

(茨城県水戸市城南三丁目10番17号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

## 6 【その他】

### (1) 「2024年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表

対象者は、2024年5月16日付で対象者決算短信を公表しております。対象者決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

#### 損益の状況(非連結)

決算年月	2024年3月期
売上高	4,656,144千円
売上原価	1,360,291千円
販売費及び一般管理費	3,226,335千円
営業外収益	27,264千円
営業外費用	15,811千円
当期純利益	89,727千円

#### 1株当たりの状況(非連結)

決算年月	2024年3月期
1株当たり当期純利益	15.82円
1株当たり配当額	円
1株当たり純資産額	40.52円

### (2) 「代表取締役の異動(退任)に関するお知らせ」の公表

対象者が2024年5月16日付で公表している「代表取締役の異動(退任)に関するお知らせ」によれば、対象者は、2024年5月16日開催の取締役会において、対象者の代表取締役会長を務める水谷謙作氏が、2024年6月27日開催予定の定時株主総会終結時に代表取締役を退任することを正式に決定したとのことです。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

### (3) 「減損損失の計上及び法人税等調整額(益)の計上ならびに業績予想と実績値との差異に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年5月16日付で「減損損失の計上及び法人税等調整額(益)の計上ならびに業績予想と実績値との差異に関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。